

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 5 号

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業給水条例（昭和 3 5 年瀬戸市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の工事の施行及び費用負担) 第 1 0 条 給水装置の工事の設計及び施行は、市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない</u> — 2 及び 3 <省略>	(給水装置の工事の施行及び費用負担) 第 1 0 条 給水装置の工事の設計及び施行は、市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。 2 及び 3 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。